

都留市議会議員政治倫理条例

(平成 26 年 12 月 22 日条例第 25 号)

(目的)

第 1 条 この条例は、都留市議会基本条例(平成 25 年都留市条例第 18 号)の理念を基盤として、都留市議会議員(以下「議員」という。)が、市民全体の厳粛な信託を受けた代表者であることを自覚し、誠実かつ公正に任務を遂行し、人格と倫理の向上に努めるとともに、その権限又は地位による影響力を不正に行使して、自己又は特定の者の利益を図ることのないよう必要な事項を定めることにより、議員の政治倫理の確立を図り、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。)を遵守し、公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

(議員の責務)

第 2 条 議員は、市政に携わる権能と責務を深く自覚し、地方自治の本旨に従って、その使命の達成に努めなければならない。

- 2 議員は、法令及び条例を遵守し、公正な職務執行を妨げるいかなる不当な要求にも屈してはならない。
- 3 議員は、政治倫理に反する事実があると疑惑を持たれたときは、自らその疑惑を解明し、市民及び議会へ説明するとともに、その責任を明らかにしなければならない。

(政治倫理基準)

第 3 条 議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。

- (1) 品位と名誉を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関し、不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。
- (2) 常に人格と倫理の向上に努めるとともに、公職選挙法(昭和 25 年法律第 100 号。以下「公職選挙法」という。)の規定の遵守はもとより、その権限又は地位を利用して人権侵害のおそれのある行為をし、又はいかなる金品も授受しないこと。
- (3) 国、県、市などからの補助、助成などを直接受ける法人及び団体の代表に就任しないよう努めること。

- (4) 市の請負契約、一般物品納入契約、業務委託契約及び指定管理者の指定に関して特定の企業、団体及び個人に対し不正な取り計らいをしないこと。
 - (5) 市が行う許可、認可又は特定の者に対する処分に関し、特定の個人、企業、団体等のために有利若しくは不利な取り計らいをしないこと。
 - (6) 市が取得しようとする土地、物件等に関して、議員として知り得た情報による土地、物件等の取得及び斡旋行為を行わないこと。
 - (7) 政治活動に関し、企業、団体又は個人から政治的又は道義的な批判を受けるおそれのある寄附等を受けないこととし、その後援団体についても同様に措置すること。
 - (8) 市職員の公正な職務執行を妨げ、又は当該職員の権限若しくは地位による影響力を不正に行使するよう働きかけをしないこと。
 - (9) 市職員の採用、異動、昇任、昇格等人事に関し、関与しないこと。
 - (10) 市税等の納付を誠実にを行うこと。
 - (11) 市職員の勤務中は、物品の売買、集金及び営業は行わないこと。
- (兼業等の報告義務)

第4条 議員は、自ら事業を営み、又は自ら若しくはその配偶者若しくは2親等以内の親族(姻族含む。第3項において「議員等」という。)が収益事業を営む法人その他の団体(以下「法人等」という。)の取締役、理事、監査役、監事、顧問若しくはこれらに準ずる職(以下「取締役等」という。)に就いているときは、議員の任期開始の日から30日以内に、議長に兼業報告書を提出しなければならない。

2 前項の規定の適用に当たっては、議員が取締役等に就いていない場合であっても、次のいずれかに該当するときは、当該議員は当該法人等の取締役等に就いているものとみなす。

- (1) 議員が法人等に資本金その他これに準ずるものの3分の1以上を出資しているとき。
- (2) 議員が法人等から年額240万円以上の報酬、住宅又は車両等の提供を受けているとき。

- 3 前2項の規定は、議員が自ら事業を営むこととなったとき、又は議員等が法人等の取締役等に就くこととなったときに準用する。この場合において、第1項中「議員の任期開始の日」とあるのは、「当該事業を営むこととなった日又は議員等が法人等の取締役等に就くこととなった日」と読み替えるものとする。
- 4 議員は、議長に提出した兼業報告書の内容に変更があったときは、遅滞なく兼業変更報告書を議長に提出しなければならない。
- 5 議長は、議員が兼業報告書又は兼業変更報告書を提出したときは、当該兼業報告書又は兼業変更報告書を、当該議員が議員として在任中、市民の閲覧に供さなければならない。

(市との請負契約等に関する遵守事項)

第5条 議員、その配偶者若しくは当該議員の2親等以内の親族が代表者若しくは役員である法人又は議員が実質的経営に携わる法人は、法第92条の2の規定及び本条例の趣旨を尊重するとともに、市の発注する物品に係る随意契約者になることを辞退するよう努めなければならない。

- 2 議員、その配偶者若しくは当該議員の2親等以内の親族が代表取締役等をしている法人等又は自己が前条第2項の規定によりその取締役等に就いているものとみなされる法人等は、法第92条の2の規定の趣旨を尊重し、市を相手方とする工事若しくは製造の請負、業務の受託又は物品の売買の契約(年間契約総額が年間売上げの50%未満の契約を除く。)を辞退しなければならない。ただし、災害等で緊急を要するときは、この限りでない。

(指定管理者の指定に関する遵守事項)

第6条 議員は、自らが取締役等をしている法人等が、市から法第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に指定されたときは、当該法人等の取締役等を辞任しなければならない。

(審査請求の手続)

第7条 議員が、第3条、第5条第2項又は第6条の規定(以下「遵守義務」という。)に違反する疑いがあると認められるときは、市民にあっては議員の選挙権を有する者の500分の1以上の者の連署をもって、議員にあっては3人以上の者の連署を

もって、それぞれの代表者(以下「請求代表者」という。)から議長に対し、議員の遵守義務に違反する行為の存否に関する審査の請求(以下「審査請求」という。)を行うことができる。この場合において、請求代表者は、審査請求の対象となる議員(以下「対象議員」という。)の氏名並びに審査請求の対象となる具体的な内容及び該当する政治倫理基準を記載した審査請求書に、対象議員が遵守義務に違反していると疑うに足る事実を証する資料を添付し、議長に提出しなければならない。

- 2 議長は、前項に規定する審査請求書を受理したときは、その記載内容及び添付書類について確認し、不備があると認めるときは、相当の期間を定めて請求代表者にその補正を命ずることができる。
- 3 議長は、審査請求が第1項に規定する要件を満たしていないとき、又は請求代表者が前項に規定する補正命令に従わないときは、当該請求を却下するものとする。
- 4 第1項の議員の選挙権を有する者とは、審査請求をする日において、公職選挙法第22条の規定により市の選挙人名簿に登録されている者とする。

(政治倫理審査会の設置等)

第8条 議長は、前条に規定する審査請求が適当であると認めるときは、都留市議会議員政治倫理審査会(以下「審査会」という。)を設置し、当該審査請求に係る審査を審査会に付託しなければならない。

- 2 審査会は、委員5人以内をもって組織する。
- 3 審査会の委員は、議員のうちから議長が指名する。ただし、審査請求を行った議員及び審査の対象となる議員(以下「審査対象議員」という。)は、委員となることができない。
- 4 審査会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 5 審査会の委員の任期は、議長に対し審査事案の審査結果の報告を終了したときまでとする。ただし、議員の職を失ったときは、その任期を終了するものとする。
- 6 審査会の委員に欠員が生じた場合は、速やかに委員の補充をするものとする。ただし、補充された委員の任期は前任者の残任期間とする。
- 7 審査会の会議は、原則として公開するものとする。ただし、やむを得ない場合において、出席委員の全員の同意があるときは非公開とすることができる。

(遵守義務違反の審査等)

第9条 審査会は、前条第1項の規定により審査を付託されたときは、遵守義務に違反する行為の存否及び必要な処置について審査し、60日以内にその結果を書面により議長に報告しなければならない。

- 2 審査会は、審査対象議員に弁明の機会を与えなければならない。
- 3 審査会が遵守義務違反があると決定した場合の審査対象議員に対する措置は、次のとおりとする。ただし、2以上の措置をあわせて講じるよう決することを妨げない。
 - (1) 議場における議長の注意
 - (2) 議場における謝罪文の朗読
 - (3) 議員が就任している職で議長が別に定める職の辞任勧告
 - (4) 議員辞職勧告
- 4 審査会は、遵守義務違反がないと決したときは、関係議員の名誉を回復する処置を、合わせて決定しなければならない。
- 5 審査会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後もまた同様とする。

(審査対象議員の協力義務)

第10条 審査対象議員は、審査会から審査に必要な資料の提出又は委員会への出席を求められたときは、これに従うものとする。

- 2 審査会の委員長は、審査対象議員が前項の要求を拒否したとき、又は虚偽の資料の提出若しくは陳述をしたときは、その旨を公表するものとする。

(審査報告及び公開の措置等)

第11条 議長は、審査会から審査の結果の報告を受けたときは、その審査結果を議会に諮り、議決を行うものとする。

- 2 議会は、前項の議決に際しては、審査対象議員に弁明の機会を与えなければならない。

3 議長は、第1項の規定による議決をした日から7日以内に、審査請求をした請求代表者に議決結果を書面により通知するとともに、その概要を速やかに公表しなければならない。

4 議長は市民の請求に応じ、第9条第1項の規定による審査の結果を閲覧させることができる。

(見直し手続)

第12条 議会は、この条例の施行後、常に市民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に議員である者に対する第4条の規定の適用については、第4条中「議員の任期開始の日」とあるのは、「この条例の施行の日」とする。

3 第6条の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)において現に指定管理者に指定されている法人等(以下「対象法人等」という。)の取締役等をしている議員に対しては、施行日から次のいずれか早い日までの間は、適用しない。

(1) 対象法人等が施行日において受けていた指定管理者としての指定に係る期間が終了した日

(2) 対象法人等の取締役等をしている議員が取締役等でなくなった日

(都留市議会基本条例の一部改正)

4 都留市議会基本条例(平成25年都留市条例第18号)の一部を次のように改正する。

第22条第2項を次のように改める。

2 議員の政治倫理に関することは、都留市議会議員政治倫理条例(平成 26 年都留市条例第 25 号)に定めるところによる。